

# 稼ぐ海外展開モデル支援事業補助金交付要綱

令和8年4月27日付け商グ第27号制定

(通則)

**第1条** 稼ぐ海外展開モデル支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、沖縄振興特別推進交付金交付要綱(平成24年府政沖第149号)、沖縄県補助金等の交付に関する規則(昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。)及びその他の法令に定めるもののほか、本要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

**第2条** この補助金は、沖縄県内に本店又は主たる事業所を有する法人又は個人事業者(以下「県内企業」という。)が、海外市場において継続的に収益を生み出すビジネスモデルを構築するための取組に対して支援を行うことにより、県内企業の海外での「稼ぐ力」の向上、及び沖縄県内で生産、加工又は付加価値が付与された農林水産物、加工品、工業製品又は工芸品等(以下「県産品等」という。)の海外販路の拡大を図り、県内企業の海外ビジネスの持続的発展に資するため、ハンズオンによる企業支援と自走化に向けたモデル構築に取り組むことを目的とする。

(定義)

**第3条** 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 県内生産者

沖縄県内に本店又は主たる住所(個人事業主の場合等)を有する生産者又は加工・製造者をいう。

(2) 県内輸出事業者

沖縄県内に本店又は事業所を有し、輸出を行う法人をいう。

(3) 海外流通事業者

外国に本店を有し、日本国外で県産品を販売する法人をいう。

(4) 県内支援機関等

県内生産者等と県内輸出事業者を束ねる役割を果たす県内に本店を有する法人及びそれに相当すると認められる者をいう。

(5) 県産品

次のいずれかに該当するものをいう。

ア 県内生産者及び県内輸出事業者が、県内で生産、加工等を行った農林水産物、加工品、工業製品又は工芸品等

イ 県内生産者及び県内輸出事業者が、外部への製造・加工委託等により生産、加工等を行ったもので、かつ、県内生産者及び県内輸出事業者が販売する農林水産物、加工品、工業製品又は工芸品等

(6) 海外展開モデル

海外市場において継続的な売上及び利益を確保できる、販売・流通・ブランド戦略を含むビジネスモデルをいう。

(7) ハンズオン支援

専門事業者等による伴走型支援により、海外展開戦略の策定、商品開発又は改良、販路開拓等を支援する取組をいう。

(補助対象事業者)

**第4条** 本要綱に基づく補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県内生産者
  - (2) 県内輸出事業者
  - (3) 県内生産者、県内輸出事業者又は県内支援機関等を代表事業者とし、これら以外の県外又は海外流通事業者と連携して事業を実施するコンソーシアム。
- 2 前項第3号のコンソーシアムは、県内生産者、県内輸出事業者又は県内支援機関等が代表事業者として申請し、交付の決定を受ける補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施及び経理処理について責任を負うものとする。

(交付の対象経費及び補助率)

**第5条** 沖縄県知事（以下「知事」という。）は、県内企業が海外市場において、継続的に収益を生み出すビジネスモデルの構築等のために行う次の経費について、稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金、及び海外展開活動支援補助金として予算の範囲内で交付することができる。

(1) 稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金

県内企業の海外市場におけるビジネスモデル構築を支援するため、次に掲げる項目の実施に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 戦略検討支援

- (ア) 市場分析
- (イ) 展開戦略策定
- (ウ) 輸出ロードマップ作成

イ ブラッシュアップ支援

- (ア) 現地ニーズや法規制等に対応した商品開発又は改良
- (イ) FDA、HALAL など海外規格の取得
- (ウ) 現地におけるテスト販売

ウ 海外展開実務支援

- (ア) 商談会及び展示会への出展にかかる助言
- (イ) 貿易コンサルタント等による専門家活用支援

エ 定着支援・成果検証

継続的展開に向けた商工会や金融機関等との連携体制の形成支援

(2) 海外展開活動支援補助金

県内企業の海外展開を広く支援するため、次に掲げる項目の実施に係る経費の一部を補助対象とする。海外への渡航費及び税金等は、補助対象外とする。

ア 海外展示会出展

イ 広告宣伝

ウ 販売促進活動

- 2 第1項に定める補助金の対象国・地域は、別表1に定める国・地域を対象とする。

3 補助対象経費、補助率及び補助上限額、要件等は、別表第2に定める。

(交付の申請)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に知事が定める申請期限までに、様式第1号の交付申請書に必要書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付申請を行うに当たって、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 第1項の交付の申請をするに当たって、当該補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。(以下「消費税等仕入控除税額」という。))を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4 申請者は、補助対象経費について、他の補助金との重複申請を行ってはならない。

(交付の決定)

**第7条** 知事は、前条の申請を受けたときは申請書を審査し、申請に係る補助対象事業が適正であると認めるときは、速やかに補助金交付の決定を行い、様式第2号の交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定にあたり、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

3 補助事業は、交付決定後に着手するものとする。ただし、知事が特に認めた場合はこの限りではない。

(申請の取り下げ)

**第8条** 前条の補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請を取下げることができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき補助金の申請の取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に、様式第3号の交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認)

**第9条** 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号の計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分間における、いずれか低い額の2割を超える額の配分を変更するとき。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により計

画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合  
イ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。
- 3 知事は、前項の規定により交付決定内容の変更を承認し、又は条件を付した場合は、様式5号による交付決定変更承認通知書により、補助事業者へ通知するものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ様式第6号の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 5 知事は、前項の規定により、交付決定の内容の中止（廃止）を承認した場合は、様式第7号の中止（廃止）承認通知書により、補助事業者へ通知するものとする。

（事故報告）

**第10条** 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第8号の事故報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

（状況報告）

**第11条** 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事が報告を求めたときは、様式第9号の遂行状況報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

（実績報告）

**第12条** 補助事業者は、補助事業が完了した日、若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して30日以内、又は2月19日のいずれか早い日までに、様式第10号の実績報告書及び別に知事が定める添付書類を知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の中止又は廃止により、報告する実績が無い場合はこの限りではない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（額の確定）

**第13条** 知事は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第11号による確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

（補助金の請求）

**第14条** 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、支払うものとする。

- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、ただちに様式第 12 号の精算払請求書を知事に提出するものとする。

(交付決定の取消し等)

**第 15 条** 知事は、第 9 条第 4 項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第 7 条の決定の内容（第 9 条第 1 項に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を永続する必要がなくなった場合
  - (5) 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約の事項に違反した場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合、様式第 13 号による交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。なお、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第 1 項第 4 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずることができる。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、知事は、期限内に納付が無い場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した遅延金を徴するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

**第 16 条** 第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第 14 号により知事に速やかに報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の返還については、前条第 4 項の規定を準用する。

(立入検査)

**第 17 条** 知事は、補助金の交付手続き上必要があると認めるときは、補助事業者に対し必要な書類の提出を求め、又は関係職員（その委任を受けた者を含む。）に帳簿、証拠書類、その他必要な物件を検査させることができる。

(補助金の経理)

**第 18 条** 補助事業者は、補助事業の経理について、他の経費と明確に区分し、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び補助金に係る証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を

補助事業の廃止した日又は完了した日の属する日の年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(産業財産権に関する届出)

**第19条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して特許権、実用新案権又は意匠権（以下「産業財産権」という。）を取得した場合、又はこれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく様式第15号による産業財産権届出書を知事に提出しなければならない。

(補助金の収益納付)

**第20条** 補助事業者は、補助事業実施中及び終了後の一定期間内に、補助事業の成果に基づく産業財産権譲渡又はそれらの実施権の設定等により収益があったときは、様式第16号による収益状況報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、知事が前項の報告に基づき相当の収益を生じたと認定したときは、知事の発する指令に従って、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納入しなければならない。

3 知事は、前項の認定に際して必要な条件を付することができる。

(雑則)

**第21条** 本要綱に定めるほか、知事は必要な事項について別に定めるものとする。

## 附 則

本要綱は、令和8年4月27日から適用する。

別表1（第5条第2項関係）

補助金名	対象国・地域
稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金	台湾、中国、香港、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、北米、欧州、豪州、その他知事が認める国・地域
海外展開活動支援補助金	同上

別表 2 (第 5 条第 3 項関係)

補助金名	補助対象経費	補助率及び補助上限額	要件等
<p>稼ぐ海外展開モデル構築支援補助金</p>	<p>海外展示会出展費</p> <p>広告宣伝費</p> <p>販売促進活動人件費 (販売促進員)</p> <p>謝金 (通訳費等)</p> <p>事務費 (税を除く手数料、消耗品費、通信・運搬費(商品発送等)、翻訳費等。補助事業で使用されることが特定・確認できるもの。)</p> <p>海外渡航費</p> <p>海外市場調査費</p> <p>バイヤー招聘費</p> <p>商品開発及び改良費 (包装等改良、成分検査に係る費用等)</p> <p>その他、補助事業の目的達成に直接必要なものに限り、知事が必要と認める経費</p>	<p>4 / 5 (80%) 以内</p> <p>1 件につき、5,000 千円を補助上限額とする。</p>	<p>1 社 (1 コンソーシアム) につき年 1 回の申請とし、最長 3 年間まで継続申請可とする。ただし、継続にあたっては、審査会による審議を経て決定する。</p> <p>海外展示会 (商談会、見本市等を含む) への販売促進員の補助対象は 2 人までを補助上限とする。日当単価上限 8,000 円 / 人まで、又は実費のいずれか低い方を上限とする。</p> <p>海外渡航費及び海外宿泊費は、1 回の渡航につき 2 人以内、かつ、7 泊 8 日以内とする。</p> <p>海外で発行された見積書について、日本語に翻訳の上、見積の内容や金額等の妥当性を県及び県委託業務受託者において事前確認を行うものとする。</p> <p>海外バイヤーの招聘 1 回につき、2 人以内の招聘かつ 3 泊 4 日以内の経費を補助上限とする。ただし、補助申請者と招聘者の関係性等について、県に事前説明を行うこと。</p> <p>海外展示会等への出展スペースは、必要性等について県に事前説明の上、2 ブースまでを補助上限とする。</p> <p>海外の現地通貨で支払った</p>

			経費を日本円に換算する際は、申請日の前月末時点における為替レートで換算すること。
海外展開活動 支援補助金	海外展示会出展費  広告宣伝費  販売促進活動人件費 (販売促進員)  謝金 (通訳費等)  運搬費 (商品発送等。補助 事業で使用されるこ とが特定・確認でき るもの。)  翻訳費  その他、補助事業の 目的達成に直接必要 なものに限り、知事 が必要と認める経費  ※ 交付要綱第5条 第1項第2号によ り、本補助金では、 海外への渡航費及 び税金等は補助対 象外とする。	1 / 2 (50%) 以内  1件につき、450 千円を補助上限 額とする。	1社(1コンソーシアム)に つき、年3回までの申請とす る。  海外展示会(商談会、見本市 等を含む)への販売促進員の補 助対象は2人までを補助上限 とする。日当単価上限8,000円 /人まで、又は実費のいずれか 低い方を上限とする。  海外展示会等への出展スペ ースは、必要性等について県に 事前説明の上、2ブースまでを 補助上限とする。  海外の現地通貨で支払った 経費を日本円に換算する際は、 申請日の前月末時点における 為替レートで換算すること。